

「ふくおかさん家のうまかもん」つながるプロジェクト実施要領

(目的)

第1条 ふくおかさん家のうまかもん条例に基づき、福岡市内で生産された農林水産物及びその加工食品等を利用する事業者を「ふくおかさん家のうまかもん優先利用事業者」（以下「認定事業者」という。）として認定し、その情報をホームページで紹介するなどの支援を行うことにより、地産地消の気運を醸成し、市内産農林水産物の生産拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、ふくおかさん家のうまかもん（以下「うまかもん」という。）とは、市内で生産された農林水産物及びその加工食品（市内で加工されたものに限る。）並びにこの条例の目的を達成するために市長が特に必要と認めるものをいう。

(認定の対象となる事業者)

第3条 この要領の対象となる事業者は、福岡市内にある小売店、直売所、飲食店等とする。

(認定の手続き)

第4条 認定を受けようとする事業者は、ふくおかさん家のうまかもん優先利用事業者認定（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、審査を行い、第5条に適合すると認めるときは認定する。

3 認定事業者は、申請の内容に変更があったときは、ふくおかさん家のうまかもん事業者認定（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(認定基準)

第5条 認定を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 認定の対象となる店舗の所在地が福岡市内であること。

(2) うまかもんを販売、または材料とした食品を提供していること。

(3) (2)について利用者に分かるようPRしていること。

(4) 認定事業者について、ホームページや広報誌等により紹介する事を承諾すること。

(5) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(警察への照会)

第6条 前条第5号に規定する要件については、市長が申請者の同意に基づいて警察への照会確認を行うものとする。ただし、前条第5号に規定する要件を満たしていることが明らかでない場合はこの限りではない。

(認定事業者の役割)

第7条 認定事業者は、地産地消推進のため次の各号の取組を行う。

- (1) 安全で安心な飲食物の提供または販売に係る責任を自覚すること。
- (2) うまかもんを優先的に利用し市民にその良さを紹介すること。
- (3) 市長が行う地産地消の取組に協力すること。
- (4) 市長が行ううまかもんの利用に関する調査に協力すること。
- (5) 酒類販売、酒類を提供する飲食店は、飲酒運転撲滅の取組みを推進すること。

(認定事業者への支援)

第8条 市長は、認定事業者に対し次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 認定事業者及び生産者の情報をホームページ、広報誌等にて紹介する。
- (2) ポスター、ステッカー、のぼり旗等のPR資材を提供する。
- (3) その他必要な支援を行う。

(認定期間)

第9条 認定の期間は、認定事業者がうまかもんを利用している間は有効とする。

(認定の取り消し)

第10条 認定事業者は、うまかもんの利用を取りやめたときは、すみやかにふくおかさん家のうまかもん優先利用事業者認定取消申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、第5条の認定基準の内容に虚偽があるときは、認定を取り消すものとする。

3 市長は、認定事業者が認定事業の趣旨に反する行為または法令に反する行為を行ったと認められた場合は、認定を取り消すものとする。

(第三者による情報利用に関する責任)

第11条 第三者がホームページ掲載情報等を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と認定事業者との間で解決するものとし、市長は一切の責任を負わないものとする。

(事務の担当)

第12条 認定及び本事業の支援に関する事務は、農林水産局総務農林部政策企画課において行う。

(附則)

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

ふくおかさん家のうまかもん優先利用事業者 認定(変更)申請書

「ふくおかさん家のうまかもん」つながるプロジェクト実施要領に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 店舗情報

名称			
分類	小売店・直売所・飲食店・その他()		
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	
担当者名		E-mail	
営業時間		定休日	

2 うまかもんを使った代表的なメニュー, 販売品目

メニュー, 販売品目	価格 (税込)	提供時期 (例:○～○月)	備考 (商品説明, 使用食材, 産地など)

3 同意事項

- ① 福岡市が上記内容(担当者連絡先を除く)をホームページ, 広報誌等に掲載することに同意します。
- ② 福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下,「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないことについて, 福岡市が福岡県警察に照会することに同意します。
- ③ 福岡市が認定店に対し情報提供等を行うことを目的として, 上記メールアドレスに「ふくおかさん家のうまかもん認定事業者向けメールマガジン」を配信することに同意します。

[酒類販売・酒類を提供する飲食店のみ]

④ 飲酒運転撲滅の取組みを推進します。

- (例)・福岡県の「飲酒運転撲滅宣言企業」または「飲酒運転撲滅宣言の店」への登録
- ・福岡市発行の「みんなで撲滅飲酒運転」ポスターの掲示
 - ・その他, 飲酒運転撲滅についての従業員の唱和や顧客への呼びかけ, 飲酒運転撲滅のための広告等の掲示など

4 福岡市ふるさとチョイス電子感謝券への加盟意向について(※飲食店のみ記入必須)

福岡市では, ふくおか応援寄付(いわゆるふるさと納税)の返礼品として, 「ふくおかさん家のうまかもん」認定店となっている飲食店で使用できる電子感謝券を導入しています。「福岡市ふるさとチョイス電子感謝券加盟店条件」を確認の上, 福岡市が発行する, 福岡市ふるさとチョイス電子感謝券の加盟店として参加することを

・希望する (※表面のメールアドレスの記入必須)

・希望しない

なお上記照会は意向確認であり, 「希望する」に○をつけられた店舗については, 後日登録手続きを行っていただきますのでご了承ください。

令和 年 月 日

申請者 住 所 _____

名称及び

(ふりがな)

代表者氏名 _____

生 年 月 日 T・S・H 年 月 日

性別 男・女

申請者 住所 _____

名称及び
代表者氏名 _____

ふくおかさん家のうまかもん優先利用事業者 認定取消申請書

ふくおかさん家のうまかもん事業者認定事業実施要領に基づき、下記のとおり取消を申請します。

記

店舗名			
店舗所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	
URL	http://		
取消し理由	<p>あてはまるものに○をしてください。</p> <p>1 市内産農畜産物の利用をとりやめた</p> <p>2 その他</p> <div style="border-left: 1px solid blue; border-right: 1px solid blue; height: 100px; margin-left: 20px;"></div>		